

21. 利子・配当課税制度等の

		～平成15.3	平成15.4～ 平成15.12	平成16.1～ 平成20.12	平成21.1～平成25.12
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])			
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等				
	預貯金の利子				
配当所得	上場株式等の配当等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の 収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税]) 次の課税方式の選択 が可能 ○源泉分離選択課税 ^(注2) (35%の源泉徴収 [所得税]) ○確定申告不要 ^(注3) (20%の源泉徴収 [所得税])	総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収 [所得税]) ^(注4)	総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民 税3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] 〔平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%]〕
	非上場株式等の配当等	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税])	総合課税 (20%の源泉徴収 [所得税])		
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの		総合課税又は確定申告不要 ^(注5) (20%源泉徴収 [所得税])		
得	公募株式投資信託の 収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収 [所得税15%, 住民税5%])		総合課税又は確定申告 不要 (10%の源泉徴収) [所得税7%, 住民税 3%]	総合課税若しくは20% [所得 税15%, 住民税5%] 申告分 離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) [所得税15%, 住民税5%] 〔平成21年1月1日～25年 12月31日の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10% [所得税7%, 住 民税3%] ②10%の源泉徴収 [所得 税7%, 住民税3%]〕
雑所得 (譲渡所得)	割引債の償還差益 〔平成27年12月31日 以前に発行された 公社債 ・預金保険対象とな る金融債〕	源泉分離課税〔雑所得〕 (発行時に18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
	割引債の償還差益 〔平成28年1月1日以後に発行された公社債 (預金保険対象となる金融債を除く。)]				
(参考) 非課税制度		老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) 老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 財形住宅 (年金) 貯蓄非課税制度 (限度額550万円)			平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 障害者等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) ^(注6) 障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 同左

(注1) 平成15年4月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、大口株主 (株式等の保有割合が発行済株式総数の3% (平成23年9月30日以前は5%) 以上である者) が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。また、令和5年10月1日以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける者 (以下「対象者」という。) と、対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人の株式等の保有割合を合算して発行済株式総数の3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものは、総合課税の対象となる。

(注2) 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円 (年1回50万円) 未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。

(注3) 1回の支払配当の金額が5万円 (年1回10万円) 以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15

概要(所得税・個人住民税)

		平成26.1～平成27.12	平成28.1～
利子所得	特定公社債 公募公社債投資信託等		申告分離課税20%〔所得税15%、住民税5%〕 又は確定申告不要（20%の源泉徴収） 〔所得税15%、住民税5%〕
	特定公社債以外の公社債 私募公社債投資信託等		源泉分離課税 （20%の源泉徴収〔所得税15%、住民税5%〕）
	預貯金の利子		
配当所得	上場株式等の配当等 ^{（注1）} 及び特定株式投資信託の 収益の分配	総合課税若しくは20%〔所得税15%、住民税5%〕 申告分離課税 又は確定申告不要（20%の源泉徴収）〔所得税15%、住民税5%〕	
	非上場株式等の配当等		
	1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの		
雑所得（譲渡所得）	割引債の償還差益 ・平成27年12月31日以前に発行された公社債 ・預金保険対象となる金融債	源泉分離課税〔雑所得〕 （発行時に18%（又は16%）の源泉徴収） 〈住民税は非課税〉	源泉分離課税〔雑所得〕 （発行時に18%（又は16%）の源泉徴収） 〈住民税は非課税〉 ※発行時に源泉徴収されているため、償還時に課税関係は生じない。
	割引債の償還差益 ・平成28年1月1日以後に発行された公社債（預金保険対象となる金融債を除く。）		申告分離課税〔譲渡所得〕 20%〔所得税15%、住民税5%〕 （償還時に20%源泉徴収）
（参考）非課税制度		障害者等の少額貯蓄非課税制度（限度額350万円） 障害者等の少額公債非課税制度（限度額350万円） 財形住宅（年金）貯蓄非課税制度（限度額550万円）	
平成26.1～ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）（非課税期間5年間、投資上限額100万円／年）		平成28.1～ ・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）の投資上限額を引上げ（年間100万円→年間120万円） ・未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（ジュニアNISA）の創設（非課税期間5年間、投資上限額80万円／年）	平成30.1～ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）について、非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の創設（NISAとの選択適用。非課税期間20年間、投資上限額40万円／年） 令和6.1～ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）について、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新しいNISA）に一本化（非課税期間：恒久化、投資上限額：①つみたて投資枠120万円／年、②成長投資枠240万円／年）（注）別途、非課税保有年度額（総枠）として1,800万円（うち、成長投資枠の限度額は1,200万円）を設定

年1月以降に支払を受けるものは総合課税。

(注4) 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当等に係る個人住民税は非課税。

(注5) 個人住民税は確定申告不要制度を設けておらず総合課税のみ。

(注6) 郵政民営化法の施行の日(平成19年10月1日)より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合(限度額350万円)。

(注7) 同族会社が発行した社債(特定公社債に該当するものを除く。以下同じ。)の利子等で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるものは総合課税の対象となる。また、令和3年4月1日以後に支払を受ける同族会社が発行した社債の利子等で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族が支払を受けるものについても、総合課税の対象となる。